

薬生食輸発0727第1号
令和3年7月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オランダ産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。))のテフルベンズロン、中国産おくらのメソミル、韓国産エゴマのテフルベンズロン及びマラウイ産マカダミアナッツのペルメトリン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年7月21日付け薬生食輸発0721第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、オランダ産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。))のテフルベンズロン及び中国産おくらのメソミルについてモニタリング通知の別表第2から削除することとした。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、韓国産エゴマのテフルベンズロン及びマラウイ産マカダミアナッツのペルメトリンについてモニタリング通知の別表第2及び第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知及び対応方よろしくお願いする。